

事 務 連 絡
平成30年9月6日

関係道市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局大気環境課

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により発生した
災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策について（周知）

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

地震により建築物が倒壊等した場合には、吹付け石綿や石綿含有断熱材など
のような発じん性の高い建材が使用されている可能性があるため、石綿が飛散
するおそれがあります。

応急対応としての石綿露出等の把握、飛散・ばく露防止の応急措置、撤去に際
しての石綿を含有する可能性のある廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別の措置が
必要となる可能性があること、また、石綿による曝露を防止するため、適切な防
じんマスクの着用、散水の実施が必要となることにご留意ください。

各道市におかれましては、石綿の飛散・曝露防止について、適切に実施してい
ただくよう、よろしく申し上げます。

なお、当課では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成
29年9月）」を作成していますので、ご活用ください。

ホームページのアドレス：

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：秋山、田淵

[TEL:03-5521-8293](tel:03-5521-8293)（直通）

E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp